

# 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

今年度の国民年金保険料は、月額1万6,340円です。

保険料は納付書により金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、便利でお得な口座振替やクレジットカード、インターネットを利用した納付もできます。

## 国民年金保険料の免除申請

保険料を納め忘れの状態です、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は未納のままにせず、国民年金保険料免除・納付猶予制度の申請をしてください。今年度の申請受付は7月からです。

また、免除申請は2年1ヵ月前までさかのぼって申請することができますので、平成28・29年度分で未納期間がある場合はお早めに手続きしてください。  
※申請は市民課（本庁1階・②）

窓口）や各支所地域振興課、年金事務所で受け付けます。

※印鑑と年金手帳、離職した場合は離職票などが必要です。

代理人申請：委任状および代理人の身分証明（運転免許証など）、代理人の印鑑

## 問合せ先

ねんきんダイヤル  
☎0570-051165  
高山年金事務所  
☎32-6111  
市民課 ☎35-3137

## 要支援・要介護認定者、事業対象者の皆さまへ

～介護保険負担割合証を交付します～

平成30年度の介護保険負担割合証を、7月下旬にお送りします。負担割合証は、介護保険サービスを受ける時の自己負担割合を示す証明書です。介護保険被保険者証と一緒に大切に保管してください。

また、介護保険制度改正により、8月1日から65歳以上で一定以上所得のある方は自己負担割合が3割になります。

### ■負担割合が3割になる方

65歳以上で前年の合計所得金額が220万円以上の方（ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が1人世帯で340万円未満、65歳以上の方が2人以上の世帯で合計463万円未満の場合の負担割合は2割になります）。

なお、利用者負担額には1カ月の上限額が定められており、上限額を超えた分は高額介護サービス費として払い戻されます。

負担割合が3割に変更になる方には、7月初旬に負担割合の変更のお知らせをお送りしますのでご確認ください。

問合せ先 高年介護課  
☎35-3178

## 飛驒山脈ジオパーク構想 ジオサイト(第7章)

### 乗鞍岳

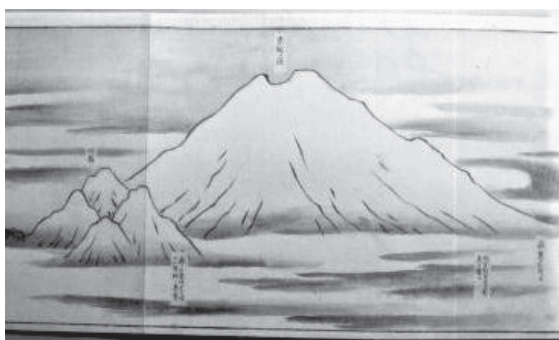
「飛驒人の心よりどころ」

乗鞍岳は、飛驒地方からその優美で雄大な山容を望むことができます。まさに飛驒人の心よりどころの名峰といっても過言ではありません。大阪の南画家淵上旭江による「山水奇観」（寛政十二年）には、「飛驒乗鞍岳」と題し乗鞍岳が描かれています。当時から乗鞍岳は飛驒の山として飛驒人のみならず世の文人にも親しまれていたようです。

また、第七代飛驒国代官の長谷川忠崇が時の將軍徳川吉宗の命で編纂した「飛州志」には、一七〇〇年代中頃の乗鞍岳の様子が次のように書かれています。「乗鞍禪定といって山腹の遥拝所に参拝する。日照りの時は、大丹生池まで登って雨乞いをする」「山腹より上の方に広原があり（桔梗ヶ原あるいは豊平？）直径一間ほどの穴がふたつある。このあたりは臭気が激しく目に入って痛い。信州の浅間山に似て焼ける、云々」とあります。当時の乗鞍岳は火山ガスが盛んに出ていたようです。

現在噴気活動はありませんが、神津俣祐（一九一）の「乗鞍火山地質報告書」には、信州側の湯川上流部（桔梗ヶ原の麓）に硫気孔ありとの記述があります。乗鞍岳は、約九十年前から断続的に活動を始め、九千年前頃に溶岩流を出した後は、小規模な水蒸気爆発（最新は約五〇〇年前）や飛州志（約二五〇年前）にあるような噴気活動のみの活動でした。現在、気象庁のランクでは、最も活動度の低いC級の活火山となっています。

（飛驒地学研究会 下畑五夫）



## 問合せ先

飛驒山脈ジオパーク推進協議会  
☎057-884-0038